

○高知県医療法施行細則

平成 10 年 3 月 31 日規則第 46 号

改正

平成 11 年 3 月 31 日規則第 35 号
平成 12 年 4 月 1 日規則第 164 号の 10
平成 13 年 3 月 27 日規則第 46 号
平成 13 年 10 月 16 日規則第 164 号
平成 14 年 3 月 1 日規則第 10 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号
平成 14 年 6 月 11 日規則第 60 号
平成 14 年 9 月 27 日規則第 90 号
平成 15 年 4 月 1 日規則第 44 号
平成 17 年 3 月 25 日規則第 38 号
平成 17 年 8 月 26 日規則第 122 号
平成 18 年 4 月 1 日規則第 65 号
平成 29 年 4 月 1 日規則第 40 号
平成 30 年 10 月 30 日規則第 72 号
令和 2 年 7 月 31 日規則第 55 号
令和 8 年 2 月 20 日規則第 7 号

医療法施行細則をここに公布する。

高知県医療法施行細則

改正注記

医療法施行細則（昭和 33 年高知県規則第 35 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）を施行するため、法、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成 12 年高知県条例第 5 号）及び高知県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年高知県条例第 7 号。以下「特例条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

改正注記関連情報

（書類の提出）

第 2 条 特例条例第 2 条の表 5 の項トからノまでに規定する書類（診療所又は助産所に係るものを含む。）は、正本及び副本各 1 通とし、病院、診療所又は助産所の所在地を所管

する保健所長（所在地が高知市である場合にあっては、高知市長）を経由しなければならない。

- 2 法、政令、省令及びこの規則の規定により提出する書類のうち、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により保健所長が決裁権者である事項に係る書類については、正本及び副本各1通を病院、診療所又は助産所の所在地を所管する保健所長に提出するものとし、保健所長は、副本1通を知事に送付するものとする。
- 3 特例条例第2条の表5の項アからテまでの規定及び第11条の規定により高知市が処理することとされた事項に係る書類については、正本及び副本各1通を高知市長に提出するものとする。
- 4 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事、保健所長又は高知市長に提出する書類に添付する医師、歯科医師、薬剤師又は助産師の免許証の写しは、原本と相違ない旨を開設者又は管理者が証明したものでなければならない。

改正注記関連情報

（自主検査）

第3条 法第27条の規定による検査は、次の各号のいずれかに該当する場合で、申請者が申し出たときは、自主検査（検査の対象となる構造設備について申請者が自ら行った検査の結果の届出書を知事が検査する方法による検査をいう。以下同じ。）によることができる。

- （1）病室、手術室又は診療用放射線に関する構造設備以外の構造設備の内容を変更する場合
- （2）法及び省令において規定される構造設備基準に抵触する可能性がない範囲で変更を行う場合
- （3）開設者の変更に伴い、新規開設となる場合であって、構造設備の変更を生じないとき。

2 前項の規定に基づき自主検査を行ったときは、法第27条の規定による使用の許可証の交付を申請する際に、その結果を知事に届け出なければならない。

改正注記関連情報

（外来医療計画に係る届出）

第3条の2 診療所を開設しようとする者は、法第30条の4第2項第10号に掲げる外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項（次項において「外来医療計画」という。）で定められた外来医師多数区域において当該地域で不足する医療機能を担うことに係る届出書を当該診療所の所在地を所管する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 病院又は診療所を開設した者は、外来医療計画で定められた医療機器を共同で利用し

ようとするときは、当該医療機器の共同利用計画に係る届出書を当該病院又は診療所の所在地を所管する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定により知事に提出する書類は、正本及び副本各1通とする。

改正注記関連情報

(医師の変更の届出)

第4条 病院を開設した者又は医師及び歯科医師でない者で診療所を開設したものは、常時診療に従事する医師の変更をしたときは、当該変更をした日から10日以内に知事に届け出なければならない。

改正注記

第5条 削除

改正注記

(免許証の写しの保管)

第6条 病院、診療所又は助産所の管理者は、診療に従事する医師の免許証の原本を確認の上、確認した年月日及び原本と相違ない旨を記載し、確認した者が記名をした免許証の写しを保管しなければならない。

改正注記

(用途及び許可病床数の表示)

第7条 病院、診療所又は助産所の管理者は、各室ごとに用途(患者を入院させるための施設又は入所施設については、各室ごとに許可された病床数及び用途)を表示しなければならない。

改正注記

第8条 削除

改正注記

(台帳の備付け)

第9条 知事は、政令第5条の11第1項の規定による医療法人台帳のほか、別に定める様式による病院台帳、診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳を備え、それぞれ必要な事項を記載するものとする。

改正注記

(様式)

第10条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省令第6条第1項に規定する法第4条第1項の地域医療支援病院と称することの承認の申請書 別記第1号様式
- (2) 省令第1条の14第1項に規定する法第7条第1項の病院の開設の許可の申請書 別記第2号様式
- (3) 省令第1条の14第1項に規定する法第7条第1項の診療所の開設の許可の申請書 別記第3号様式
- (4) 省令第2条第1項に規定する法第7条第1項の助産所の開設の許可の申請書 別記第4号様式
- (5) 法第7条第2項の病院、診療所又は助産所に係る開設の許可事項の変更の許可の申請書 別記第5号様式
- (6) 省令第1条の14第5項に規定する法第7条第3項の診療所の病床の設置の許可の申請書 別記第6号様式
- (7) 法第7条第3項の診療所に係る病床の設置の許可事項の変更の許可の申請書 別記第7号様式
- (8) 政令第3条の3の規定による診療所の病床の設置の届出書 別記第8号様式
- (9) 法第8条の規定による診療所の開設の届出書 別記第9号様式
- (10) 法第8条の規定による助産所の開設の届出書 別記第10号様式
- (10)の2 第3条の2第1項に規定する地域で不足する医療機能を担うことに係る届出書 別記第10号様式の2
- (11) 政令第4条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出書 別記第11号様式
- (12) 政令第4条第2項の規定による診療所の病床数等の変更の届出書 別記第12号様式
- (13) 政令第4条第3項の規定による診療所又は助産所に係る法第8条の規定による開設の届出事項の変更の届出書 別記第13号様式
- (14) 政令第4条の2第1項の規定による病院、診療所又は助産所の開設後の届出書 別記第14号様式
- (15) 政令第4条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所に係る同条第1項の規定による開設後の届出事項の変更の届出書 別記第15号様式
- (15)の2 第3条の2第2項に規定する医療機器の共同利用計画に係る届出書 別記第15号様式の2
- (16) 第4条の規定による病院又は診療所の医師の変更の届出書 別記第16号様式
- (17) 法第8条の2第2項の規定による病院、診療所又は助産所の休止の届出書及び法第9条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の廃止の届出書 別記第17号様式
- (18) 法第8条の2第2項の規定による休止した病院、診療所又は助産所の再開の届出

書 別記第 18 号様式

- (19) 法第 9 条第 2 項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の死亡又は失踪の宣告の届出書 別記第 19 号様式
- (20) 省令第 8 条に規定する法第 12 条第 1 項ただし書の病院、診療所又は助産所の開設者以外の者が管理者となる場合の許可の申請書 別記第 20 号様式
- (21) 省令第 9 条に規定する法第 12 条第 2 項の 2 以上の病院、診療所又は助産所を管理する場合の許可の申請書 別記第 21 号様式
- (22) 省令第 9 条の 2 第 1 項に規定する法第 12 条の 2 第 1 項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書 別記第 22 号様式
- (23) 省令第 24 条の 2 に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所のエックス線装置の備付けの届出書 別記第 23 号様式
- (24) 省令第 25 条に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用高エネルギー放射線発生装置の設置の届出書 別記第 24 号様式
- (25) 省令第 25 条の 2 において準用する省令第 25 条に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用粒子線照射装置の設置の届出書 別記第 25 号様式
- (26) 省令第 26 条に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射装置の設置の届出書 別記第 26 号様式
- (27) 省令第 27 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具（その装備する放射性同位元素の物理的半減期が 30 日以下のものを除く。）の設置の届出書及び省令第 27 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が 30 日以下のものの設置の届出書及び省令第 27 条の 3 第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具の設置の届出書 別記第 27 号様式
- (28) 省令第 27 条第 3 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具であってその装備する放射性同位元素の物理的半減期が 30 日以下のものの備付けの届出書及び省令第 27 条の 3 第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具の備付けの届出書並びに省令第 28 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の備付けの届出書 別記第 28 号様式
- (29) 省令第 27 条の 2 に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の放射性同位元素装備診療機器の設置の届出書 別記第 29 号様式
- (30) 省令第 28 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の設置の届出書 別記第 30 号様式

- (31) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所のエックス線装置に係る備付けの届出事項の変更の届出書 別記第 31 号様式
- (32) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所にエックス線装置を備えなくなった場合の届出書 別記第 32 号様式
- (33) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に診療用高エネルギー放射線発生装置を備えなくなった場合の届出書 別記第 33 号様式
- (34) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に診療用粒子線照射装置を備えなくなった場合の届出書 別記第 34 号様式
- (35) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に診療用放射線照射装置を備えなくなった場合の届出書 別記第 35 号様式
- (36) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に診療用放射線照射器具を備えなくなった場合の届出書 別記第 36 号様式
- (37) 省令第 29 条第 1 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に放射性同位元素装備診療機器を備えなくなった場合の届出書 別記第 37 号様式
- (38) 省令第 29 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用高エネルギー放射線発生装置に係る設置の届出事項の変更の届出書 別記第 38 号様式
- (39) 省令第 29 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用粒子線照射装置に係る設置の届出事項の変更の届出書 別記第 39 号様式
- (40) 省令第 29 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射装置に係る設置の届出事項の変更の届出書 別記第 40 号様式
- (41) 省令第 29 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具（その装備する放射性同位元素の物理的半減期が 30 日以下のものを含む。）に係る設置の届出事項の変更の届出書 別記第 41 号様式
- (42) 省令第 29 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の放射性同位元素装備診療機器に係る設置の届出事項の変更の届出書 別記第 42 号様式
- (43) 省令第 29 条第 2 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る設置の届出事項の変更の届出書 別記第 43 号様式
- (44) 省令第 29 条第 3 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合の届出書 別記第 44 号様式
- (45) 省令第 29 条第 3 項に規定する法第 15 条第 3 項の規定による病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった後の措置の概要の届出書 別記第 45 号様式
- (46) 省令第 9 条の 15 の 2 に規定する法第 16 条ただし書の医師を宿直させない場合の

認定の申請書 別記第 46 号様式

- (47) 省令第 7 条に規定する法第 18 条ただし書の専属の薬剤師を置かない場合の許可の申請書 別記第 47 号様式
- (48) 法第 27 条の規定による病院、診療所又は助産所の使用の許可証の交付の申請書 別記第 48 号様式
- (49) 法第 27 条の規定による病院、診療所又は助産所に係る開設の許可事項又は届出事項の一部変更後の使用の許可証の交付の申請書 別記第 49 号様式
- (50) 第 3 条第 2 項の規定による自主検査の検査結果の届出書 別記第 50 号様式
- (51) 政令第 5 条の 5 に規定する法第 42 条の 2 第 1 項の社会医療法人に係る認定の申請書 別記第 51 号様式
- (52) 政令第 5 条の 5 の 2 第 2 項に規定する法第 42 条の 3 第 1 項の実施計画の認定の申請書 別記第 52 号様式
- (53) 省令第 30 条の 36 の 8 第 1 項に規定する政令第 5 条の 5 の 4 第 1 項の認定実施計画の変更の認定の申請書 別記第 53 号様式
- (54) 政令第 5 条の 5 の 4 第 3 項の規定による認定実施計画の変更の届出書 別記第 54 号様式
- (55) 法第 44 条第 1 項の医療法人設立の認可の申請書 別記第 55 号様式
- (56) 省令第 31 条の 5 に規定する法第 46 条の 5 第 1 項ただし書の医療法人に 1 人又は 2 人の理事を置く場合の認可の申請書 別記第 56 号様式
- (57) 省令第 31 条の 5 の 2 第 1 項に規定する法第 46 条の 5 第 6 項ただし書の医療法人の管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請書 別記第 57 号様式
- (58) 省令第 31 条の 5 の 3 に規定する法第 46 条の 6 第 1 項ただし書の医師又は歯科医師でない理事から理事長を選出する場合の認可の申請書 別記第 58 号様式
- (59) 法第 52 条第 1 項の規定による医療法人の事業報告書等の届出書 別記第 59 号様式
- (60) 法第 54 条の 9 第 3 項の医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書 別記第 60 号様式
- (61) 法第 54 条の 9 第 5 項の規定による医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出書 別記第 61 号様式
- (62) 法第 55 条第 6 項の医療法人の解散の認可の申請書 別記第 62 号様式
- (63) 法第 55 条第 8 項の規定による医療法人の解散の届出書 別記第 63 号様式
- (64) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 2 条の規定による改正前の法第 56 条第 2 項又は第 3 項の規定による医療法人の残余財産の処分又は帰属の認可の申請書 別記第 64 号様式
- (65) 法第 56 条の 6 の規定による医療法人の清算中に就職した清算人の届出書 別記第

65号様式

- (66) 法第56条の11の規定による医療法人の清算終了の届出書 別記第66号様式
- (67) 法第58条の2第4項の医療法人の吸収合併の認可の申請書 別記第67号様式
- (68) 法第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第4項の医療法人の新設合併の認可の申請書 別記第68号様式
- (69) 法第60条の3第4項の医療法人の吸収分割の認可の申請書 別記第69号様式
- (70) 法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第4項の医療法人の新設分割の認可の申請書 別記第70号様式
- (71) 政令第5条の12の規定による医療法人の登記事項等の届出書 別記第71号様式
- (72) 政令第5条の13の規定による医療法人の役員の変更の届出書 別記第72号様式
- (73) 法第70条の14において読み替えて準用する法第52条第1項の規定による地域医療連携推進法人の事業報告書等の届出書 別記第73号様式
- (74) 法第70条の15において読み替えて準用する法第55条第6項の地域医療連携推進法人の解散の認可の申請書 別記第74号様式
- (75) 法第70条の15において読み替えて準用する法第55条第8項の規定による地域医療連携推進法人の解散の届出書 別記第75号様式
- (76) 法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の6の規定による地域医療連携推進法人の清算中に就職した清算人の届出書 別記第76号様式
- (77) 法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の11の規定による地域医療連携推進法人の清算終了の届出書 別記第77号様式
- (78) 法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第3項の地域医療連携推進法人の定款の変更の認可の申請書 別記第78号様式
- (79) 法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第5項の地域医療連携推進法人の定款の変更の届出書 別記第79号様式

改正注記条沿革関連情報

(事務処理の特例)

第11条 特例条例第2条の表5の項ハの規則に基づく事務のうち、別に規則で定める事務は、第3条の2第1項及び第2項並びに第4条の規定による知事への届出の受理とする。

改正注記条沿革

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の医療法施行細則別記様式は、この規則による改正後の医療法

施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 35 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日規則第 164 号の 10）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第 40 号様式から別記第 46 号様式まで、別記第 49 号様式、別記第 50 号様式、別記第 52 号様式、別記第 55 号様式及び別記第 56 号様式の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 16 日規則第 164 号）

この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 1 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 11 日規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 27 日規則第 90 号）

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 44 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日規則第 38 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 8 月 26 日規則第 122 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 65 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日規則第 40 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 30 日規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日規則第 55 号）

この規則は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 20 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。